

## 国立大学教育研究評価委員会（第3回）議事録

- 1 日 時 平成17年2月17日（木） 10時00分～13時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1113会議室
- 3 出席者  
(委 員) 内田委員, 岡田(修)委員, 岡田(益)委員, 北原委員, 木村委員, 興膳委員, 齋藤委員, 島田委員, 示村委員, 白幡委員, 鈴木(清)委員, 瀬戸委員, 館委員, 丹保委員, 中川委員, 中村委員, 二宮委員, マルクス委員, 本庶委員, 前原委員, 森委員  
(専門委員) 関委員 脊山委員  
(事務局) 木村機構長, 荒船理事, 長谷川理事, 川口評価研究部長, 寺西特任教授, 馬場評価事業部長, 丸山評価第3課長 他

### 4 議 事

- (1) 前回(第2回)の議事録案については、意見等ある場合には2月24日までに事務局まで申し出ることとされた。
- (2) 国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ主査より、ワーキンググループにおける検討の主なポイントの説明が行われた後、意見交換が行われた。

( : 委員, : 事務局)

委員長 議事に入りたいと思います。国立大学法人等の中期目標に係る教育研究評価に関し、ワーキンググループにおいてご検討していただいていた事案を中心にご議論いただきたいと思います。

ワーキンググループにおける検討の主なポイントとして11の項目にまとめていただきました。国立大学法人の自己点検・評価をベースにして評価を行うということや、教育研究の質の評価を加えたいということになると、我々自身が尺度を持たなければならないが、どのようにして尺度をつくるかという非常に重大な問題が提案されております。評価時期についても、中期目標期間内の4年度目で一区切りをつけて5年度目に中期目標・中期計画の達成度評価を行うというご提案もありました。評価体制については、部会等を組織する場合に、部会の構造及び構成等について今後検討すべきものとしてご提案をいただきました。

本日は順を追って1つずつご説明を受けながらご議論いただきますが、何かご質問等がありましたらご発言ください。

資料2、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について(検討案)の目次と、資料3を比べると、目次の1、教育研究評価の基本方針が、

資料3、ワーキンググループにおける検討の主なポイントでは全て記述されていないと思います。検討の主なポイントとしては、どちらかといえば目次の2番目「教育研究評価の方法」に即したものと理解できますので、資料3が我々が行う教育研究評価の全体のポイントということであれば、私自身は、教育研究評価の基本方針の中の(3)の透明性・公正性、コミュニケーション、説明責任、言うなれば、この国立大学教育研究評価委員会としての理念型がここにまとめられていますので、この理念型を一番最初に入れていただけたらありがたい。資料3検討の主なポイントが外部に公表されるのであれば、なおさら入れていただくとありがたい。

委員長 資料3、ワーキンググループにおける検討の主なポイントは委員会内部での説明資料とお考えください。

他にご質問等はありませんか。よろしければ、資料2、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について(検討案)を、順次事務局より読み上げていただき、ご議論をいただくことにしたいと思います。

(検討案「はじめに」から「1 教育研究評価の基本方針」まで読み上げ)

委員長 「はじめに」というのは全体の考え方であり、「1 教育研究評価の基本方針」でそれを分解して整理している。これでよろしいでしょうか。

基本方針というのは、私どもの委員会としての今後の方向性を示す非常に大きな羅針盤というか、指針を与えてくれるものと考えております。すなわち、今後、色々議論が出てきて議論が紛糾してくることも予想されますが、その際、私どもの羅針盤として、国立大学がよくなるために、透明性、公正性、説明責任、そしてコミュニケーション、これを英語に直すとtransparency、fairness、accountability、communicationで、その頭文字を並べ変えるとFACT ファクトとなり、これを軸にして議論していきたい。そのような議論ができれば良いと思っておりますので、この2ページのまとめは理念型として非常に重要なことだと思っております。

国立大学法人等が自ら目標を立て計画したことについて、実施状況の確認をするとともに、それが本当に我々が思っている評価軸の中で適切なものであったか。低い目標値を挙げれば簡単にクリアできるから、それで達成度という表現になるか、という議論は以前から何回もあり、そういった点をどのように我々がきちんとした評価軸を持って判断するかということは非常に重要かつ難しいことだと思っております。

教育研究の質の向上と個性の伸長を、どのようにして国立大学法人等が持つ自主性、自律性で自ら達成していけるかということも、我々の唱える評価という意味に含まれますし、それを国民の皆様に見ていただくことが非常に重要であると同時に、国全体としてある種の透明性も必要になってきますので、そのためにも我々の責務はかなりあるのではないかと思います。したがって、国立大学法人等がそれぞれ自ら努力していることを我々がある種の尺度で見て、その結果をフィードバックして国立大学法人と会話をするということがこの国立大学教育研究評価委員会の大きな機能であろうかと思います。

検討案の2ページ目の(1)中期目標の達成状況の評価の1つ目の について、国立大学法人法から法律の条文を抜粋している関係で条文のままの文章になっていると思う

のですが、ここの箇所の記述だけが理解に苦しむところです。ここはむしろ、「国立大学法人等の評価は、国立大学法人法に基づいて」とすれば、その括弧内をもう少し分かり易くすることができるのではないかという気がします。具体的には、「中期目標の達成状況の調査・分析をし、その結果を考慮するとともに」とすると、第三者が読んだ際に、いかにも法律の条文だということではなく、検討案の文章全体がもう少し身近なものに感じるのではないかなという気がいたします。

委員長 私もこの括弧の記述は非常に気になりましたので、ご検討いただくことにします。他にご発言はありませんでしょうか。

では、「2 教育研究評価の方法」についてご議論をいただきたいと思います。

（「2 教育研究評価の方法」の（1）自己点検・評価に基づく評価から（2）評価単位まで読み上げ）

委員長 ここでは、自己点検・評価をベースにして評価を行うということを謳っております。自己点検・評価で根拠とした資料・データのみでは足りない場合には、追加提出が必要となることが予想されることから、各国立大学法人等はあらかじめ十分に検討し準備をしておくことが望まれるということです。

評価単位について、基本的には国立大学法人等全体としておりますが、個々の学部・研究科等の部分部分が、法人全体に対して大きな貢献をしているわけですから、全体と部分をどのように評価の中で見極めていくのか。また、その部分でも、将来良い方向に持っていく可能性のあるものについては積極的な評価が要るわけですので、どのように見たらいいか。その方法として、書面と訪問という2つの調査を組み合わせることを検討するとしております。

自己点検・評価書と根拠となる資料・データとありますが、各大学法人等が自主的に集めた根拠資料・データを提出してくるという表現に読み取れます。しかしながら、評価を行う場合に、各法人ごとに異なる資料がバラバラに提出され、その間で比較するということは非常に困難です。とりわけ理系の研究等に関しては、大体必要な資料というのが想定できるはずですので、機構として、最低限このような資料が望ましいという例示をきちんと出すべきではないかと思います。大学法人等からの自発的な資料以外に、機構からこういうものは欲しいということは言った方が良いのではないかと思います。

委員長 自己点検・評価等について何かの指針、ガイドラインのようなものは既に大学側に伝わっているのでしょうか。今、委員が仰ったようなことを含めて、現時点の状況はどのようになっているか、ご説明をいただきたい。

資料・データ等の取り扱いに関してですが、機構としては、今後様々な形で国立大学法人等においてよく検討いただきたいということをメッセージとして発信していかざるを得ないと考えております。

なお、検討案9ページの「4 教育研究評価に必要な情報・データの収集・蓄積」において、機構においても、各国立大学法人等の中期目標等を踏まえつつ、各大学法人等の中期目標・中期計画に関しても様々な記述になっていますので、それらを踏まえながら、「一般的にどのような視点から評価を行い、どのような指標や根拠資料が有用なの

かについての事例なども含め、適切な情報提供に努めることが必要である」という記述もしております。機構としても何らかの形で一般的な例示を出せば、評価の際に有効に活用できるのではないかと考えております。

各国立大学法人等の中期目標・中期計画は、それぞれ自主的、自律的に作成されており、全て同じ基準で作成されているわけではないのです。ひとえに大学と言っても、総合大学もあれば単科大学もあり、また大学院をたくさん持っている大学、あるいは学部が中心の大学があるわけで、そういった様々な大学が計画して行ったことを我々は見せてもらうため、全て画一的にというわけにはいかないと思います。

この制度では、中期計画に関して横並びというか、共通的なチェックが全然なされていない。相対的に比較して評価を行わないというのは、中期目標・中期計画を作成した段階で統一的でないということが基になっているわけですから、我々は、国立大学法人等が自ら行う自己点検・評価を踏まえて評価を行うということになると思います。ですから、資料の整備をしていただく方法についても、具体的には、今後色々と議論しなければいけないと思いますが、そう簡単に一律にというわけにはいかないのではないかと考えています。

中期目標・中期計画を作成する際に、ある種の雛型を必要とすることで、文部科学省が例示を作成したのですが、項目的に見れば非常に画一的な中期目標・中期計画が各国立大学法人等から出てきてしまったということが起こりました。

したがって、分野を限っていえば、比較をしたいという問題がありますし、同じような横並びの学部にとっては、特徴があった場合に、特徴は何であるかということを判断するための尺度みたいなものが要すると思います。尺度があるからにはランクがあり、レベルがあると思われまので、やはりこれからもう少しずつ詰めていかなければいけないのかなと思います。

しかし、法人評価を行う第1サイクルで、全てがうまくいくとは限りませんので、徐々に評価が熟成していくしかないのではないかと思います。大学基準協会や法科大学院評価を実施する機関等とも情報交換をしながら、きちんとした評価が行うことができ、かつ各国立大学法人等の特徴が明確に見られるような評価書ができて、社会に公表することができれば良いかなと思います。しかしながら、分野の中においても、比較が出来る部分と出来ない部分がありますので、それをどのように上手く組み合わせるか。また、現在のところ国立大学法人等は幾つかの枠組みの中で分かれて動いているのが実情ですから、本当に大学の特徴はあるのだろうかとも思えます。是非両方を見ながら議論を進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

4ページ(2)評価単位について、国立大学法人等の全体を単位として評価を行うことは当然のことですが、評価の項目によっては、個々の学部・研究科等の分析が必要になるとあります。むしろ、必要になる場合もあるどころでなくて、おそらくほとんどの場合に必要になるのではないかという気がします。

2つ目の段落「その際・・・」以下の、法人全体の評価をどのようにその個々の部分から結論づけるのか検討する必要があるということですが、その法人がどのような方針で中期目標期間を運営していこうとしているのかに照らして行うべきだろうと思います。全体としてバランスがとれているのかという観点が生じる可能性もありますし、あ

るいは、法人によっては、この中期目標期間中において大学が重点的に力を入れている部分があれば、それを基準にして考えることができるため、おそらく自然にこの方法というのは出てくるのではないかと思います。

委員長 只今委員が仰ったことが、具体的に法人評価が動き出した場合、一番の困難な部分になりそうな気がいたします。我々の持っているある種の尺度を持って発言をしないと、大変間違ったことを言うてしまうおそれがありますし、大規模大学においては、見えない部分で何かが起こっていることがあり得ますので、どのように扱ったら良いかは、それぞれの特徴に応じてということになるかと思えます。

また、各国立大学法人等が中期目標・中期計画で表現をしていない部分について、確認をしなければならない場合もあるのではないかと思います。この国立大学教育研究評価委員会、もしくは担当する評価部会の見識に関わるものだろうと思えますし、むしろ我々の見識が問われることがこれからしばしば起こりそうな気がいたしますので、是非細かく、かつ、全体を外さないように見ていくという2つのことに注意しながら、今後議論を進めていければと思えます。

とても重要なことでありながら、なかなかイメージしにくいところですが、必要があれば学部・研究科等を単位で調査及び分析をしていくという部分で、「必要がある」というのは、学部の特徴で必要があるのか、あるいは、その法人の規模、例えば単科なのか総合なのかということが必要があると見るのか。どのように考えれば良いのでしょうか。

委員長 総合大学と言っても、ある種のバランスを取った大学でいくつもりているのか、それともどこかに特徴を持った大学としていくつもりているのか。また、数学部の総合大学もある種の特化された大学ですので、それぞれの特徴をどのように考えているのかという議論をしなければいけないのではないかと思います。個々に評価を行った際に、大学全体としての表現の中にそういう目標みたいなものがきちんと書かれているかどうかということは、多分、学部等にまで目配りをしてお伺いするという表現になっているのだろうと思えますが、その逆の場合はどうか、ということが起こったときには、この表現では何ともなりませんので、どのように考えたらよいのでしょうか。

基本は法人全体を単位として評価を行うということですが、2つ目の では、法人全体だけ見て評価を行おうとしても難しいため、評価項目によっては、個々の学部・研究科等を細かく見た上で法人全体として、総合的に積み上げていく必要も出てくるだろうということです。

それから、検討が必要と書いてありますが、この委員会だけの議論だけでは決まらず、文部科学省の国立大学法人評価委員会との調整もありますので、現時点では結論は出せないと考えております。今後具体的な議論になってくるのだろうと思えますので、このような表現をしております。

委員長 それでは、評価対象にまいります。教育に関する目標の評価、研究に関する目標の評価、研究業績等水準判定等、それから社会との連携、国際交流の評価という項目に分かれておりますが、ご意見があればいただきたいと思えます。

研究に関する目標と研究業績等の水準判定ということに関しては、一繋がりになるう

かと思いますが、この文章を拝見いたしますと、5ページの下のところ、研究業績の水準判定は、中期目標に係わらず、ある一定の水準判定を行うということですので、客観的な資料を統一基準で集める必要があると考えます。

その次の、2つ目の後半の文章が、非常に長くて分かり難いという気がします。社会的貢献に関しては、おそらく各国立大学法人の中期目標・中期計画に記載している事項ではないかと思いますが、むしろ研究業績の水準判定よりは、研究に関する目標の評価の記載に加えるべき項目ではなかろうかなという気がいたします。

最後の「検討が必要である」ということが具体的にどのようなことを意図しているのか。研究の成果の社会への還元に基づく効果等は、研究に関する目標として多くの場合は記載され、提出されているため、根拠資料に関しては、法人側でかなり注意して集められる項目であるような気がします。よって、このような表現だと、何か分かり難い気がしますので、ご検討いただけたらと思います。

研究業績等の水準判定について、2つ目の「その際」以下も水準と言うかどうかです。貢献度に触れる記述になっていますから、少し記述の位置がよくないのかもしれませんが。研究に関する目標に掲げてるような内容ではないかという気もしますので、検討させていただきたいと思います。

委員長 確かに、大学がどこに重点を置いているかということは、その大学の特性の中で読み分けるようにした方が、地域のためにも社会のためにもなるのではないかと、大学の再編のためにもなるのではないかと、という気もいたしますので、表現の方法をお含みいただけませんか。

ただ、研究業績は、グループあるいは個人の研究についての評価ということで、多面的な評価はあり得ると思います。社会に役立つ研究、あるいは本当に基礎的な研究、又は両方の性質を持ち合わせる研究の水準は測れる面もあるのではないかと、この記述の位置でも良い気がします。

委員長 同じ水準という言葉でも違う意味の読み取り方をされる可能性がありますので、言葉を選んでいただくというようなことでよろしいかと思います。

1つの例になりますが、国立大学法人に期待するものには、例えば言語や非常に古い時代の研究など、私立大学等ではできない非常にマイナーな、しかし学術的には大切という研究をしていただくということがあるかと思いますが、そういったことを独創性といった言葉などでは包括し得ないように思いますが、どこかに配慮されているのでしょうか。

5ページの、括弧で括った記述「研究に関する目標」の評価の最初の「独創性、先駆性等の学術的な見地からの意義を重視する。また、社会、経済、文化への貢献という視点から意義の高いもの」として気持ちを盛り込んでおります。

しかし、いわゆるサイエンスの一点突破型の部分はよく見え、総合型で色々なことをするものは、大学の中でトップの評価の対象になりにくいのですが、実はそれが社会を動かしている非常に大きな部分です。また、今までに何世紀にも渡って積み重ねられてきたものが大学を動かしていることも事実ですので、その3つのものが我々にとっては大事なのです。突破口、トップになって突破している先端部分と、その次のシステム、横断的な学問研究、そしてなおかつ、その中に、長い時間をかけて流れているものをき

ちんと次に伝え、現代的にきちんと理解していくというような、おそらく三層構造を大学は持っているのだらうと思いますが、それ全体についてどのように表現するか。二層での表現、基礎と先端という表現はあるのですが、その真ん中のレベルのシステムに対しては、今の教育はものすごく弱いと思います。そういう点はどのように表現されるのか。

今後は積極的に日本の大学がつくっていかねばいけない部分ではないかと思しますので、もし何か良い言葉があれば工夫してください。

工夫はしたいと思いますが、独創性、先駆性を重視するということ、もう一点、社会、経済、文化、これはまさに文系を意識しているのですが、産業という言葉を加えても良いかもしれません。

しかし、国立大学だけが特別に、国家プロジェクトを行わなくてはならないとか、国立大学法人等は税金で運営されているから、このような義務があるというようなことまで検討案に記述する必要はない。我々は冷静に評価を行うということを書いておけば良いのではないかという気がいたします。

先程のご発言、私も全く同感でして、大学というのは、遊びの部分がないといけません。4ページの(3)評価対象の2つ目の に、評価に当たっては、「定量的・外形的な視点だけでなく、教育研究の質の面を重視する」とあり、一応担保されているのではないかと考えています。その視点は絶対忘れてはならないのではないかと考えております。

「評価の項目によっては、個々の学部・研究科等の状況」の「評価の項目」という言葉、あるいは「評価対象」という言葉や「達成状況」など、色々ありますが、例えば「研究に関する目標」の評価では、研究に関する目標が評価対象であろうと思いますが、達成状況の評価するというのは、4年度目の実施状況を判断するのか、あるいは、その独創性、先駆性ということが評価の項目ということなのか。

大学自身が自ら重要だと考えて実施したいと言ったことを、どこまで実施したかを確認するためにも、評価として行っておかなければならないと思います。そして、どのレベルにあるのだらうか、どの水準にあるのだらうかということ、我々が加えて表現しなければならぬと何となく理解しています。全ての尺度を持っているというようなことはあり得ませんので、そのそれぞれの場合について議論があり得るだらうと理解していたのですが。

私が考えるのは、中期目標の達成状況とは、通常で言えば、中期目標に対して中期計画どおりに進行しているのか、進行していないのか、というのが一般的であると思いますが、文章を読んでいますと、どうもそれだけで考えているというようには思えないところもあります。また、評価項目というの、基本的にはあらかじめ提示されていることが多いと思います。明確に独創性を評価の項目とすると言うほどでもないような感じもします。

評価対象や評価項目といった言葉がどういうものか、少し分かり難い部分がありますので、机上にある基礎資料の6.「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標の項目について」を参照いただきご説明したいと思います。

評価単位については、国立大学法人等全体を評価するという意味での単位として申し

上げているところです。国立大学法人等全体の教育研究の達成状況を評価するわけですが、評価対象としては、基礎資料6に記載されています。「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の中の、「1教育に関する目標」、「2研究に関する目標」、また、「3その他の目標」の中で、教育研究と関連する内容についてとらえて、これを評価の対象とするということで(3)で説明をしているわけです。

具体的な評価の項目についての現時点での私どものイメージですが、「1教育に関する目標」に(1)教育の成果に関する目標、(2)教育内容等に関する目標とあります。具体的にどのようなものかと申しますと、次のページで中期目標・中期計画の記載例として示している中で、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」のところで、教育に関する目標を達成するための措置として、(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置。さらには、記載事項の例として幾つか「 」が書いてあります。こうした具体的目標を各大学がそれぞれ記述をして、それが文部科学省から認可され、示されているわけですが、この(1)(2)レベルを、評価項目として現在考えております。基本的には各大学がこの例示に即して記載をしているので、それを踏まえて、この委員会としての評価項目を設定し、それぞれの自己点検・評価について分析し、全体的な評価を行っていただく。評価項目のイメージとしてはこのレベルのものをお考えいただければということです。

「研究に関する目標」の最初の の記述で、独創性、先駆性、あるいは社会、経済、文化への貢献というのが、現代とか今といった非常に短期間における評価という印象をどうしても受けます。例えば長い伝統に則った学問的業績の蓄積であるとか、世代を超えた学問的な成果の評価の印象が薄いように思えます。例えば、「人類の知的な」とか、そういう書き方をするかどうかは別として、何か表現を考えていただければと思います。委員長 どのように表現をするかというのは、もしかすると、その大学の中期目標が、本当にきちんと記述されているかどうかということにも最後は返ってくるのだと思います。中期目標に沿って評価を行うといいながら、我々としては、このクラスの大学であればこの程度はというような、我々自身の尺度というものが多分あるのだらうと思います。そういったことがうまくここに書き込めるかどうか。一般原則として書き込む、表現できるでしょうか。

この記述において独創性や先駆性とは、別に理工系に限った話ではなく、文系においても独創性や先駆性はあるわけです。ただ、確かにこの記述では、大学は伝統文化の継承という非常に大事な点が欠けています。大学にとっては教えるということが大事ですから、現在の流行のことだけを追うような傾向があるとすれば、教育にも研究にも伝統文化の継承という部分を評価することによって、伝統文化の継承という傾向をつくっていければ良いような気はします。

ただ、文部科学省の例示が大体そのような形になっていますので、自己点検・評価書もそのような形で提出されてくると思います。となると、それ以外のことについて評価を行うということがなかなか難しいのではないかと思います。だからといって、そのとおりに我々がする必要もないので、ここではもう少し書いても良いかもしれません。

(検討案「2 教育研究評価の方法」の(4)評価の項目から(5)評価の表し方までの読み上げ)



委員長 それでは、評価の項目についてご意見をいただきたいと思います。機構では、仮に今の段階で想定しているのは、5段階評価でしょうか。

試行的評価においては5段階あるいは4段階評価として行いましたが、今後、年度評価の段階、あるいはその他の評価も参考にしながら検討を進めていただければと考えております。

具体的な段階の数及び評価の表し方については、ワーキンググループにおいて、今後の課題として検討を進めていただくという段階であり、まだ機構としての腹案と申すものは持っていません。

段階評価の他に自由記述、例えばコメントを付するというようなことも考えていかなければならないのでしょうか。場合によっては、段階評価よりも自由記述の方がはるかに益するところが多いことがあります。そういうことについてのご検討はどうでしょうか。

もちろんアカウンタビリティという意味からも段階評価を行うということは、試行的評価のときからかなり議論いたしました。ただし、やはり評価結果なるものは、単なる段階だけではなく、例えば優れた点あるいは改善点を丁寧に記述するというような工夫をしていきたいと思っております。機構、あるいは大学の責務としても、段階評価だけではなく、そういう記述の部分が非常に重要であるということこれから社会にアピールしていかなければならないのではないかと考えております。

委員長 今後ご検討いただくことなのだと思いますが、5、4、3、2、1という数字にコメントを付する方法もありますし、別な項目で記述する方法もありますので、是非工夫をしたいと思えます。

評価の表し方については、(2)評価単位の2つ目の後半部分の「分析の結果をどのように表すか、などについて検討が必要である」という記述とどのように係わっているのでしょうか。というのも、(2)評価単位ではまだ検討が必要であると記述しているのですが、(5)評価の表し方では「段階によって示すこととする」と結論的なことを記述しているため、その点について確認させていただきたい。もう一点は、段階評価は、評価項目ごとなのか。分かり易さから言えば、一般の方は、個々の学部・研究科等の評価ではなく一つの大学単位でしか考えないと思えます。

過去の試行的評価における段階評価をみていると、最終的には、総合評価になった場合、総合大学の方が項目数も多く印象として全体的には総合点が高いという結果が出るわけです。そうすると、小さな大学の評価は、結局のところ特記事項で個性を記述されいながら、例えばマスコミや一般の人たちの意識にひっかかることは大変少ないのです。結果的に何か大きなものを肯定的に評価してしまうというようなことになる。法人評価における総合評価も、このような段階評価で行うのか。

この文章からでは、とにかく分かり易さという点から評価は段階によって示すということしか分からず、段階評価を行う際に、項目ごとに細かいしっかりと区分された形で行うのが読み取れないため、その辺の区分けを教えていただきたいと思えます。

今、幾つかの重要なご指摘の点があると思えます。

1つ目として、機構で本年度に試行的評価の検証を行った結果、ある段階の表現を用

いて、それに関する各対象組織、あるいは社会の反応を調査しましたが、方向としては大体の方向で肯定的なご意見をいただいたのではないかなというのが1つのポイントです。

もう一点は、実は、法人評価の結果は運営費交付金に反映されるという部分がありますので、説明責任という点に加えて、運営費交付金に反映できるようなものを私どもはつくらなければならないという一つの大きなポイントがあるため、ある程度、段階評価を行う必要があるかと思えます。

それから、ご指摘のありました、試行的評価の際に総合大学が非常に有利であったという部分は、例えば全学テーマ別評価のテーマによってはそういった部分もありました。しかし、逆に言えば、全学テーマ別評価の教養教育ですと、非常に異なった学部が集まっているところより、むしろ単科大学の方がある意味では全体を構築する上ではやりやすく、さらに評価されているという要因もありますので、必ずしも総合大学だから非常に評価結果が良くなったというのは評価項目あるいは評価対象によって違う部分はあるのではないかなと思えます。総合大学か単科大学かによって、その評価が非常に公平さを欠くようなことは、もちろんこれから十分に注意して行う必要があるのではないかなと思えます。

段階で示すと記述してありますのは、各国立大学法人等の中期目標の達成状況に関して段階で示すということを表示しています。具体的に、中期目標に対してその下のもっと細かい部分までをどう評価していくかということはまだ記述されていないため、今後どのようにして行っていくのか。おそらく画一的にはできないかもしれません。各国立大学法人等が提出している中期目標には、かなり色々なレベルで、書いてある項目等の立て方が各国立大学法人等によって非常に異なる部分があるため、一律に申し上げることはできません。

委員長 これから評価を行っていく上で、本当に段階評価だけでよいのか、その段階評価の項目をもう少し細かくしなければならないのか、ご検討を十分にお願ひしたい。

是非、否定的に働かないように我々が工夫しなければいけないのかなと思えますので、よろしくお願ひいたします。

(4) 評価の項目の中の最後の「必要不可欠であると判断される項目及び要素の設定」ということで、ここで要素という言葉は初めて使われているかと思えますが、具体的にいうと、どういった内容を表しているのでしょうか。

例えば、機構が行った試行的評価の際には、評価の項目等について、上から、項目、要素、観点という言葉を使って、下(観点)からの積み上げをして評価を行うという仕組みをとらせていただきました。このようなことをイメージしながら、評価を行う際、現時点では、評価項目は中期目標をベースに考え、その下の中期目標を実現するための具体的な措置については要素という言葉で中期計画の内容を使ってはどうかというご提案を申し上げます。

補足いたします。イメージとして現在私どもが考えているものは、先程、説明した基礎資料6で評価対象と評価項目について申し上げたわけですが、その評価項目を構成しております具体の記載事項があります。例えば、右側の欄の(1)「教育の成果に関する目標を達成するための措置」が評価項目となり、その下にある(注)の3「記載事項

の例」に「 」が幾つかありますが、こうしたものを評価・分析に当たっての要素として考えております。このような構造は、試行的評価の際の経験を踏まえて、よりの確な評価・分析の行い易さを考慮して、ここで「項目及び要素」という言葉を設定しておりますが、表現として分かり難い又は唐突に出てくるということは確かですので、表現についても今後工夫をしていければと思っております。

6 ページ（4）評価の項目は、「評価は、適切な評価の項目等を設定して」の「等」に意味がありまして、2 つ目の「 」の最初のパラグラフの文末に「達成状況を評価する際の具体的な要素となる性格を有している」と「要素」という語句を使用しているわけです。一番下の行にも、「項目及び」、「要素」という表現で「要素」を使用しており、最後の で「不可欠であると判断される項目及び要素」と記述しております。「要素」と明記していない部分については、項目等と「等」に含めた文脈になっていきますので、ご理解いただければと思います。

（検討案「2 教育研究評価の方法」の（6）評価の時期から（7）意見の申立て及び評価結果の提供・公表まで読み上げ）

委員長 評価の時期につきましては、中期目標期間6年サイクルの中の5年度目がメインになるのだろうということ。また、評価を行った時に、国立大学法人等が、自分達の考え方と違うのではないかと出てくる可能性がありますので、それに対する対応について書かれております。いかがでしょうか。

「公表する」という表現が2回出てきますが、我々は、文部科学省の国立大学法人評価委員会から要請を受けて、文部科学省に答える立場にいるわけですが、我々が自主的に公表してよろしいのですか。

法律上に規定がありまして、基礎資料2．独立行政法人大学評価・学位授与機構法（抄）第十六条2項において、機構は、国立大学法人評価委員会から評価の実施の要請があった場合に、遅滞なくその評価を行うわけですが、「その評価結果を国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表する」ということが定められておりますので、それを受けているものです。

（検討案「3 教育研究評価の実施体制」の読み上げ）

委員長 教育研究に関してはピアレビューが出来る組織をつくる。具体的には、様々な部会をつくって議論をするということが記述されております。評価者は、各大学、各機関に依頼して推薦していただくということですが、途中の段階の記述であり、具体的にどうするかということはまだ読み切れません。何か具体的なご説明がありましたら、お願いできますか。

文部科学省の国立大学法人評価委員会との関係があり、また、後述されています大学機関別認証評価との関係もありますので、まだ確定したことは申し上げられませんが、試行的評価での3年間の経験も踏まえて、フィージブルな方法ということを考えますと、この国立大学教育研究評価委員会の下に、例えば、評価部会を組織して、評価部会が幾

つかの大学を担当することになると思われます。その担当をどのように割り振り、どのような組み合わせにするかは、今後検討しなければならない課題であると思いますが、実際に評価作業を行う評価部会というのが要するという事です。

同時に、もう一点、実際に評価者の人数が必要なところは、研究水準の判定についてです。非常に範囲が広い研究分野をカバーせざるを得ないことを考慮すると、具体的にどのぐらいの研究業績の水準を判定していただくかという数は、かなりばらつきがあるかと思いますが、分野的には、例えば科研費の分野に相当するぐらいの分野は用意しておくぐらいの体制をつくらざるを得ないのではないかと思います。研究水準の判定の際には、国立大学法人等ごとではなく、むしろ研究分野ごとで判断するわけですので、例えば研究水準の判定を担当する部会からの判定結果を、各国立大学法人等を担当する評価部会に持ち上げて、評価部会で組織全体、国立大学法人等がどのような状況であるかということをもとめるということです。試行的評価、特に分野別研究評価では、その辺の組織をどのように組織するのが良いかについては、評価者、あるいは評価対象組織のアンケート結果などを総合すると、現在考えているようなところになりますが、詳細はまだこれから検討する必要があると思います。

委員長 具体的に言うと、この体制が動き出すのは18年度になりますか、19年度になりますか。

今の計画では、19年3月末の時点での業績を、例えば20年の6月か7月ぐらいにお出しいただいて、それを評価するということになると思われます。

そうすると、例えば、評価者の研修等々の諸準備を行う必要がありますので、やはり19年度にはスタートをしておく必要があるのではないかと考えます。

(検討案「4 教育研究評価に必要な情報・データの収集・蓄積」から「5 国立大学法人評価と大学機関別認証評価との関係」まで読み上げ)

委員長 情報・データの収集・蓄積については、大体読めるわけですが、データベースを機構が構築することと、各大学に要請するとの関係がどのようになるか少し読み切れないのですが。

基本的には、各大学において中期目標期間評価及び年度評価に関連して、根拠となる資料・データ等の整理・蓄積を進めていただくことが大変重要であるということ。また、評価の際に根拠資料・データ等が機構にあることが重要であることから、例えば、事前に共通的なもの一般的なものについてはデータベースとして蓄積し活用できるような状況にあれば、一番効率的ではないかということが考えられるわけです。

現在のところ、この検討案では、データの蓄積の重要性を謳うとともに、その活用に当たって機構が現在構築を進めているデータベースの活用の有効性等について述べているに留めているところです。

この検討案の記述だと、機構と大学がデータベースを共有するということになるのですか。それとも、そこまでは考えていないのですか。大学に要請するといっても、機構が要請する権限を持っていません。文部科学省からデータベースの要請がされるのでしょうか。

具体的な状況について補足して申し上げますと、法人評価に当たってデータの蓄積というのは非常に重要であるといったことは、この国立大学教育研究評価委員会発足時のご議論からご指摘がありますし、私どももそのように考えております。

一方、国立大学法人側からは、機構で構築を進めております大学情報データベースと、具体的な法人評価に当たって大学が必要とする情報との関連性について、色々ご意見、あるいはご質問等を多く受けております。そうしたことも踏まえまして、文部科学省及び国立大学協会と昨年秋から協議し意思疎通を図りながら、必要なところについては国立大学協会の意見を十分踏まえながら大学情報データベース構築の準備を進めている段階です。

具体的なデータ項目につきましても、基本的な項目については機構内で検討を進めておりますが、データ項目の素案につきましても国立大学法人等にもご覧いただきながら、それに対するご意見を踏まえながら整理を進めている状況です。

以上のようなことを踏まえながら、この記述に当たっては、現時点での枠組みといったところを記載させていただいているという状況です。

委員長 国立大学協会がサーバーのようなものを持つというような議論をされているのですか。

国立大学協会が独自にデータサーバーを持ってデータベースを運用するというようなことは、現在のところ考えられておりません。

大学機関別認証評価との関係についてですが、ある国立大学が、機構に認証評価を求めようとする場合には、検討案に記述してある方法をとれば、利便性ということでは確かにメリットはあると思います。しかし、ほとんど全ての国立大学法人が加盟している大学基準協会との関係も十分に配慮する必要があるのではないかと思います。単純に利便性という観点だけでなく、もし利便性ということを考えるのであれば、大学機関別認証評価又は、法人評価において機構に提出された根拠資料・データ等を大学基準協会へ移管するというような広い観点からこの問題は検討していただきたいと思います。

「5 国立大学法人評価と大学機関別認証評価との関係」の3つ目の「評価組織の共通化」という表現があるが、大学機関別認証評価は17年度から開始される予定であることから、大学機関別認証評価の評価組織がそのまま共通化して5年度目の法人評価の組織に変わるのではないかなという印象を与えるおそれがある。基本的には大学機関別認証評価と法人評価は、全く別の異なる評価であるため、「両評価における評価組織の共通化」という表現を「両評価において、評価組織の緊密な連携」といった具合にトーンダウンしてみてもどうでしょうか。

委員長 大変重要なことをご指摘いただきましたように思いますので、検討していただいて、誤解を受けないようお願いしたいと思います。

本日のこの国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る教育研究評価について（検討案）は、国立大学法人評価委員会に提出するなども含め、この検討案の取り扱いというか、何か位置づけというのはあるのでしょうか。

本日のこの検討案の位置付けといたしましては、今までの、国立大学教育研究評価委員会及びワーキンググループでのご議論を踏まえ、今後さらに、3月に開催予定のワーキンググループ及び国立大学教育研究評価委員会に向けての検討の過程として、現時点

での検討状況の整理の途上という性格のものです。これ自体をそのまま文部科学省の国立大学法人評価委員会への説明に使用するという段階のものではありません。

委員長 我々はこれで教育研究評価を行いたいという方向性を文案にするというご理解でよいのではないかと思います。それでよろしいでしょうか。

この国立大学教育研究評価委員会として、しっかりとした教育研究評価を実施していくための枠組みあるいは課題を詰めるためのご議論をしていただいておりますが、一定の議論がまとまったところで、当然文部科学省の国立大学法人評価委員会とのやりとりを踏まえながら、さらに具体的に実施レベルのものに整理していくという性格のものです。そういう意味で、いずれは評価に当たっての仕組みをまとめる過程に、大学機関別認証評価の場合には私ども大綱と言っておりますが、今後は進んでいく、現時点はそのための案文を検討していただいているという状況です。

質問ですが、評価を受ける大学側に、この文書と申しますか、将来示されるのでしょうか。

それは、示さないと大学側はわかりませんね。当然、詳細な文書が大学へ示されると思いますが、いつ頃になるかは分かりません。

この検討状況につきましては、国立大学協会に大学評価委員会という委員会組織があり、これまでも要請を受けて検討の経過をご説明しております。いずれ、この教育研究に係る評価を含めた中期目標・中期計画全体の評価のシステムについて、国立大学法人評価委員会で検討を進めていくことになるわけです。教育研究評価につきましては、一定の段階で各国立大学法人あるいは大学共同利用機関法人のご意見をいただくというステップが当然出てくると思っております。

委員長 国立大学協会側にも、カウンターパートになる委員会が設置されていますので、そこのご意見も承りながら判断するという時期がいずれ来ると思います。

(3) 川口評価研究部長より、平成12年度から平成15年度までに実施した試行的評価に関する検証の結果について説明が行われた。

委員長 本体の実施に向けて、今後実際に色々なルール及び構造を作る際に、試行的評価をベースにして議論する機会をいただきたいと思っております。具体的な話が始まりましたら、試行的評価の経験を踏まえ、アドバイスをいただくと同時に、機構が持っております過去の実施の経過を参考にしながら議論をしたいと思います。それでは、今後のスケジュールについて事務局よりお願いいたします。

今後のスケジュールですが、資料4、国立大学教育研究評価委員会の開催スケジュールをご覧ください。

次回の委員会の開催予定といたしましては、3月24日(木曜日)、15時から17時を予定しております。よろしくようお願い申し上げます。

なお、来年度以降の開催日程につきましては、文部科学省の審議状況なども踏まえつつ、後日日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、ワーキンググループについては、3月3日(木曜日)に開催予定ですので、関

係の委員におかれましては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3月4日(金曜日)ですが、文部科学省の国立大学法人評価委員会の総会が開催されるとの情報が入ってきております。議事については調整中ということですので、どのような形になるか分かりませんが、仮に総会において我々の委員会の審議状況の報告を行う場合には、委員長と内容について相談をさせていただき、対応をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただければと思ひます。

委員長 次回は3月24日の木曜日、15時から17時ということですのでよろしくお願ひいたします。

本日はたくさんの議論をいただきまして、ありがとうございました。

了